

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免 税</p> <p>第1項関係 (削除)</p>	<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免 税</p> <p>第1項関係</p> <p>4 <u>一般物品と酒類を含めた消耗品等を販売する場合の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第145号)附則第45条《輸出酒類販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置》の規定により、旧措置令第46条の8の2第2項に規定する輸出酒類購入記録票等の作成方法</u></p> <p><u>同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含む消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる購入記録票(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)による改正前の消費税法施行令第18条第2項第1号イ《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》に規定する購入の事実を記載した書類をいう。)及び輸出酒類購入記録票(旧措置令(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第145号)による改正前の租税特別措置法施行令をいう。以下この4及び第3項関係4において同じ。)第46条の8の2第2項第1号イ《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する購入の事実を記載した書類をいう。)は、一の書類として作成して差し支えない。</u></p> <p><u>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、国籍、生年月日など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」、「酒類以外の消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」及び「酒類の品名、品名ごとの数量、税率の適用区分(品目を含む。)、当該区分ごとの数量及び価額並びに当該酒類の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含めた消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる輸出酒類購入者誓約書(旧措置令第46条の8の2第2項第1号ロに規定する購入した日から30日以内に輸出する</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="97 286 255 315">4～9（省略）</p> <p data-bbox="97 371 220 400">第3項関係</p> <p data-bbox="97 416 632 445">4 免税販売した酒類が返品された場合の取扱い</p> <p data-bbox="121 461 794 831">輸出酒類販売場で免税販売した酒類が返品により当該輸出酒類販売場に戻し入れられた場合、戻し入れられた酒類を免税販売した際の移出については、措置法第87条の6第1項（（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）の適用を受けられないこととなるが、免税販売した日の属する月の翌月末日までに戻し入れられた酒類であって、当該戻入れにつき、法第30条第1項（（戻入れの場合の酒税額の控除等）の規定による控除を受けようとする場合）には、免税販売した際の当該移出及び当該戻入れはなかったものとして取り扱う。</p>	<p data-bbox="890 203 1461 232"><u>旨を誓約する書類をいう。）についても同様である。</u></p> <p data-bbox="818 286 976 315">5～10（同左）</p> <p data-bbox="818 371 941 400">第3項関係</p> <p data-bbox="818 416 1353 445">4 免税販売した酒類が返品された場合の取扱い</p> <p data-bbox="842 461 1516 741"><u>輸出酒類販売場で免税販売した酒類が返品により当該輸出酒類販売場に戻し入れられた場合には、旧措置令第46条の8の2第2項第1号（（輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等）の規定により、免税販売した際に非居住者の旅券等に貼付した購入記録票の余白に当該免税販売した酒類が返品された旨を記載するとともに、当該戻入れの事実を証する書類を当該輸出酒類販売場に保存することとする。</u></p> <p data-bbox="842 757 1516 1088"><u>この場合</u>、戻し入れられた酒類を免税販売した際の移出については、措置法第87条の6第1項（（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）の適用を受けられないこととなるが、免税販売した日の属する月の翌月末日までに戻し入れられた酒類であって、当該戻入れにつき、法第30条第1項（（戻入れの場合の酒税額の控除等）の規定による控除を受けようとする場合）には、免税販売した際の当該移出及び当該戻入れはなかったものとして取り扱う。</p>